

市営体育施設の利用料金の減免業務及び優先利用業務仕様書

1 指定管理者は、利用料金の全部又は一部を茅ヶ崎市営体育施設条例第14条及び同施行規則第13条の規定に基づき、下記に指定した事業を行うために使用申請があった場合には、利用料金を指定管理者自らの権限により減免を許可する。また、市長が特に必要と認めたときには、それに従い利用料金を減免する。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。

利用料金の額の100%免除

(2) 市又は教育委員会が後援する事業のために使用するとき。

利用料金の額の50%減額

<市名義後援承認書又は教育委員会名義後援承認書の確認を行う。>

(3) 国又は県が主催する事業のために使用するとき。

利用料金の額の50%減額

<主催者名が明らかな文書等で確認を行う。>

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所で、市内に存するものが主催する事業のために使用するとき。

利用料金の額の100%免除

<部活動は該当しない。>

(5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体で市が指導又は育成を行っているものが主催する事業(広く市民を対象にした事業且つその団体の設立目的に添った事業)のために使用するとき。

利用料金の額の50%減額

(6) 市行政と密接な関係を有し、かつ、スポーツの振興を図ることを目的とする団体(市長が適当であると認めるものに限る。)が主催する事業のために使用するとき。

利用料金の額の100%免除

(7) 前号に掲げる団体が当該団体の構成員の育成のために使用するとき。

利用料金の額の50%減額

(8) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人で、市内に存するものが主催する事業のために使用する時。

利用料金の額の 100%免除

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

その都度市長が定める率の減免

2 指定管理者は、毎月の減免状況を速やかに茅ヶ崎市体育施設利用料金減免申請書を添えて市長に報告しなければならない。

3 茅ヶ崎市又は教育委員会主催事業若しくはスポーツ関係団体等の大会での施設利用においては、市長が優先的な施設利用を認めた場合には、指定管理者は施設利用の調整を図らなければならない。

詳細は別紙「茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館及び茅ヶ崎市屋内温水プールにおける優先予約に関する要綱」による。